

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回あま市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和6年5月15日（水） 午後2時00分 から 午後2時40分 まで
開催場所	あま市役所 3階 庁議室
会議内容	1 市長あいさつ 2 委嘱状の交付 3 委員紹介 4 会長の選出 5 議事録署名委員の指名 6 議題 (1) あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について (2) あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例（素案）について 7 その他
会議資料	○次第 ○委員名簿 ○配席図 ○あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） 資料1 改正文、新旧対照表、概要 ○あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例（素案） 資料2 改正文、新旧対照表、概要 ○関係用語・定義集
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
出席委員	鈴木委員、横井委員、下方委員、渡邊委員、笹山委員、山田委員 井村委員、濱島委員、福池委員
欠席委員	伊藤委員
事務局	【市民生活部】 長谷川部長 【保険医療課】 寺澤課長、近藤主幹、澤田課長補佐、山田課長補佐

会議の経過（議事概要）

事 務 局	令和6年度第1回あま市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 伊藤委員から欠席のご連絡をいただいています。 本日の協議会は、あま市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により、公開で開催いたします。また、同要綱第7条の規定により、本日の協議会終了後、会議録を作成し、市公式ウェブサイトに掲載いたします。 次第1市長ごあいさつに移ります。市長の村上からごあいさつを申し上げます。
市 長	【市長あいさつ】
事 務 局	次第2委嘱状の交付に移ります。 委嘱状は、皆様の机の上に置いてございます。 次第3委員紹介に移ります。 被保険者を代表する委員として、鈴木昌美様、横井広光様。伊藤龍男様は本日欠席でございます。 保険医又は保険薬剤師を代表する委員として、下方辰幸様、渡邊 剛様、笹山 聡様。 公益を代表する委員として、山田精二様、井村なを子様、濱島玲子様。 被用者保険等被保険者を代表する委員として、福池洋彦様でございます。 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。 市民生活部長の長谷川です。保険医療課長の寺澤です。課長補佐の澤田です。課長補佐の山田です。主幹の近藤です。 次第4会長の選出に移ります。 協議会の会長は、国民健康保険法施行令第5条第1項に「公益を代表する委員の中から選出する」と規定されています。 公益を代表する委員は、山田委員、井村委員、濱島委員となりますので、3名の委員からご選出していただきますようお願いいたします。
横 井 委 員	山田委員を推薦します。
事 務 局	山田委員を会長にとご推薦がございました。委員の皆様、ご異議ございませんか。
	【異議なし】
事 務 局	山田委員、協議会の会長をお願いできますか。
山 田 委 員	【承諾】
事 務 局	あま市国民健康保険運営協議会の会長に、山田委員が選出されました。山田会長からごあいさつをお願いいたします。
会 長	【会長あいさつ】
事 務 局	市長におきましては、これをもちまして退席とさせていただきます。
市 長	【退席】

事務局	本日の協議会は、委員 10 人中 9 人のご出席があり、あま市国民健康保険運営協議会規則第 6 条に規定する定足数に達し成立しています。 以降の進行につきましては、山田会長にお願いいたします。
会長	次第 5 議事録署名委員の指名に移ります。 議事録署名委員は、協議会規則第 9 条の規定により、会長指名となっています。本年度の議事録署名委員には、横井委員と濱島委員を指名いたします。 次第 6 議題（１）「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」を議題とします。議題（１）は、市長の諮問事項となりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
事務局	【議題（１）について説明】
鈴木委員	課税限度額が引き上げられることで、税収への影響をどの程度見込んでいますか。
事務局	令和 5 年度の賦課データを基に試算したところ、380 万 1,413 円増額の見込みです。
渡邊委員	地方税法施行令の改正内容は。
事務局	地方税法施行令第 56 条 88 の 2 国民健康保険税の基礎課税額等の限度において、後期高齢者支援金等課税額を 22 万円から 24 万円に、地方税法施行令第 56 条の 89 国民健康保険税の減額において、53 万 5,000 円を 54 万 5,000 円、29 万円を 29 万 5,000 円に改めています。
渡邊委員	地方税法施行令の改正の根拠は。また、あま市国民健康保険税条例の一部改正は市の判断ですか。
事務局	地方税法施行令の改正に従い、あま市国民健康保険税条例を改正しています。改正の目的は、国民健康保険の安定運営を支えるための国民健康保険税の確保となります。課税限度額を引き上げることで、高所得者層の被保険者に相応の負担を求めるとともに、中間所得者層の負担軽減と低所得者層の保護を図ったものです。
渡邊委員	課税限度額の引き上げなどは、どこで論議されていますか。
事務局	令和 6 年 1 月に国民健康保険法施行令の課税限度額や軽減基準額が改正され、地方税法施行令も同様に改正したものです。 被用者保険のルールにおいて最高等級の標準報酬月額に相当する被保険者の割合が 0.5%から 1.5%の間であることが定められていますが、厚生労働省の試算によると令和 5 年度の国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の分の限度額該当世帯の割合は 1.97%となり、被用者保険のルールとのバランスを考慮し、後期高齢者支援金分の課税限度額を引き上げています。
濱島委員	国民健康保険税の減額対象が拡大されることで、対象となる世帯数と軽減額はどの程度見込んでいますか。
事務局	軽減対象となる世帯数は全体で 49 世帯増加する見込みです。具体的には、5 割軽減対象世帯が 34 世帯、2 割軽減対象世帯が 15 世帯増えると見込んでいます。また、軽減される税額の合計は 209 万 7,855 円と見込んでいます。
会長	委員の皆様にお諮りします。 当局案を承認することにご異議ございませんか。

	【異議なし】
会 長	「異議なし」と認めます。あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、当局案のとおり承認し、「承認」の答申書を提出させていただきます。 続きまして、議題（２）「あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例（素案）」を議題とします。
事 務 局	【議題（２）について説明】
会 長	ご意見・ご質問はございませんか。 ご意見等はないようですので、委員の皆様にお諮りします。 本条例の改正について、事務局へ一任することにご異議ございませんか。
	【異議なし】
会 長	「異議なし」と認めます。あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、事務局へ一任いたします。 次第７その他に移ります。 委員の皆様や事務局から、ご意見やご報告等はありませんか。 ご意見等はないようですので、これをもちまして本日の協議会を終了します。

【開始時間 午後２時００分】

【終了時間 午後２時４０分】

上記の会議録が、令和６年５月１５日に開催された、令和６年度第１回あま市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

令和６年５月１５日

あま市国民健康保険運営協議会

会 長 山 田 精 二

議事録署名者 横 井 広 光

議事録署名者 濱 島 玲 子